

# 消費税軽減税率制度 その4

Q&A方式で知る

**Q21:** 令和5(2023)年10月に開始される「適格請求書等保存方式」における適格請求書への対応まで見込んでレジなどの改修を考えています。この場合、適格請求書を発行できるレジに改修すれば、「区分請求書等保存方式」における区分請求書等として認められるレシートを発行できるのでしょうか？

**A21:** 区分記載請求書等の記載事項と適格請求書等の記載事項はそれぞれ次のとおりです。適格請求書等として必要な事項が記載されていれば、区分請求書等として必要な記載事項は満たされることになります。したがって、適格請求書等の発行に対応したレジへの改修を行い、適格請求書等の発行が可能となれば、区分請求書等として認められるレシートの発行も可能となります。

なお、適格請求書等には、登録番号の記載が必要となります。当該登録番号の発行の申請は令和3(2021)年から申請の受付が開始される予定です。

※区分請求書等の記載事項のうち、税率ごとに区分して合計した税込価格については、適格請求書等の記載事項である税率ごとに区分した税抜価格の合計額及び消費税額等を記載することとして差し支えありません。

区分請求書等 令和元(2019)年10月～令和5(2023)年9月	適格請求書等 令和5(2023)年10月以降
①区分請求書等の発行者の氏名または名称 ②課税資産の譲渡を行った年月日 ③課税資産の譲渡等に係る資産または役務の提供の内容 (当該課税資産の譲渡等が軽減税率の対象となるものであれば、その内容及び軽減税率の対象である旨) ④税率ごとに区分して合計した税込価格 ⑤区分請求書等の交付を受ける事業者の氏名または名称	①適格請求書等の発行者の氏名または名称及び登録番号 ②課税資産の譲渡を行った年月日 ③課税資産の譲渡等に係る資産または役務の提供の内容 (当該課税資産の譲渡等が軽減税率の対象となるものであれば、その内容及び軽減税率の対象である旨) ④税率ごとに区分して合計した税込価格及び適用税率 ⑤消費税額等 ⑥区分請求書等の交付を受ける事業者の氏名または名称
※区分請求書等保存方式においては、小売業等の一定の事業に係るものである場合には、⑤の記載を省略することができる	※適格請求書等保存方式においては、小売業等の一定の事業に係るものである場合には、適格請求書に代えて以下の記載のある請求書等(適格簡易請求書)を交付することができる ①適格請求書等の記載事項①～③の事項 ②税率ごとに区分した税抜価格または税込価格の合計額 ③消費税額等または適用税率

**Q22:** 当店では割引券を配布しています。令和元(2019)年10月から、お客様が割引券を使用し、値引きを行った場合、当店が発行するレシートにはどのような記載が必要になりますか？

**A22:** 飲食料品と飲食料品以外を同時に販売し、割引券等の利用により、その合計額から一括して値引きを行う場合、税率ごとに区分した値引き後の課税資産の譲渡等の対価の額に対してそれぞれ消費税が課せられることとなります。

【記載方法の例①: 値引き後の「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」を記載する方法】

〇〇そば店

東京都…  
△年△月△日

領収書

ざるそば	¥ 660
天丼	¥ 1,100
親子丼(テイクアウト)*	¥ 860
小計	¥ 2,620
割引券	¥ 1,000
合計	¥ 1,620
	(10%対象 ¥ 1,088)
	(8%対象 ¥ 532)

※印は軽減税率対象商品

①値引き後の税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込)

値引額は以下の通り、資産の価額の比率であん分し、税率ごとに区分しています。

10%対象:  $1,000 \times 1,760 / 2,620 \approx 672$   
8%対象:  $1,000 \times 860 / 2,620 \approx 328$

また、値引き後の対価の額は次のとおり計算しています。

10%対象:  $1,760 - 672 = 1,088$   
8%対象:  $860 - 328 = 532$

【記載方法の例②: 値引き前の「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」と税率ごとの値引き額を記載する方法】

〇〇そば店

東京都…  
△年△月△日

領収書

ざるそば	¥ 660
天丼	¥ 1,100
親子丼(テイクアウト)*	¥ 860
小計	¥ 2,620
	(10%対象 ¥ 1,760)
	(8%対象 ¥ 860)
割引券	¥ 1,000
	(10%対象 ¥ 672)
	(8%対象 ¥ 328)

※印は軽減税率対象商品

①値引き後の税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込)

②税率ごとの値引き額

値引額は以下の通り、資産の価額の比率であん分し、税率ごとに区分しています。

10%対象:  $1,000 \times 1,760 / 2,620 \approx 672$   
8%対象:  $1,000 \times 860 / 2,620 \approx 328$

※①及び②の記載がそれぞれある場合、値引後の「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」の記載があるものとして取り扱われます。  
10%対象:  $1,760 - 672 = 1,088$   
8%対象:  $860 - 328 = 532$

(参考) 国税庁「消費税の軽減税率制度に関するQ&A(制度概要編)」  
国税庁「よくわかる消費税軽減税率制度」